

【人材活力創造戦略】

結婚から子育てまでの支援施策の充実について

《内閣官房／内閣府／厚生労働省》

提案・要望

1 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向けた保育人材の確保

- 職員の処遇改善等のための十分な財源の確保

2 地方の実情に応じた補助制度等の充実

- 結婚支援施策等に係る地域少子化対策強化交付金の継続及び柔軟な制度運用
- 放課後児童クラブの開設時間延長に係る補助要件の緩和
- 地域子育て支援拠点事業の設置・運営に係る補助要件の緩和
- 病児・病後児保育事業の施設整備に係る補助算定基準の改善

3 不妊治療に対する経済的支援の拡充

- 一般不妊・人工授精・男性不妊治療に対する国庫補助の導入

4 乳幼児等医療費助成に伴う国民健康保険の国庫支出金減額措置の廃止

5 仕事と育児の両立支援に係る企業取組の促進に向けた施策の充実

- 育児休業制度の拡充、育児休業期間中の支援策の充実、短時間勤務制度の拡充
- 子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置
- 両立支援に取り組む企業への財政支援、県独自の支援制度への財政支援

現状

- 多様な保育ニーズに対応し、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを推進
→ 職員の処遇改善や職員配置の改善等による「質の改善」が必要

○ 結婚、子育て支援の取組み

- ・未婚化・晩婚化の進行・・・未婚の理由「知り合うきっかけがない」36.8%
→ 「やまぐち結婚応援センター」を設置し、1対1の出会いを応援
- ・放課後児童クラブ(337か所)
→ 県独自の補助制度を創設し、開設時間の延長を支援
- ・地域子育て支援拠点(148か所) ⇔ 48か所(32.4%)が補助要件に非該当
- ・病児・病後児保育事業(25か所) ⇔ 施設整備への実補助率が低い

○ 不妊治療への助成制度概要

区分	一般不妊治療	人工授精	特定不妊治療	男性不妊治療
助成限度額	3万円/年度	3万円/年度	15万円/回	10万円/回
負担割合	県1/2 市町1/2	県10/10	国1/2 県1/2	県10/10
事業主体	市町	県	県	県

- 乳幼児、ひとり親家庭等の医療費を助成 ⇔ 国庫支出金を減額措置

○ 育児休業の取得状況(H25年度実績)

女性 84.6% ↑ (全国83.0% ↓)、男性 1.10% → (全国2.03% ↑)

課題・問題点

- ・子育て支援の充実のため、子ども・子育て支援新制度を着実に推進する必要
⇔ 所要額1兆円のうち、消費税充当分0.7兆円以外の0.3兆円が不足

→ 保育人材の確保が必要

- ・出会いの機会の提供など結婚支援施策に対する支援充実が必要
【地域少子化対策強化交付金】 婚活イベント開催経費や継続事業は対象外
- ・放課後児童クラブの時間延長に対するニーズへの対応が必要
【国制度】 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合、運営費を加算
→ 開設時間13時～19時の場合、加算なし
- ・小規模な子育て支援事業、病児・病後児保育事業への支援充実が必要

→ 地方の実情に応じた補助制度等の充実が必要

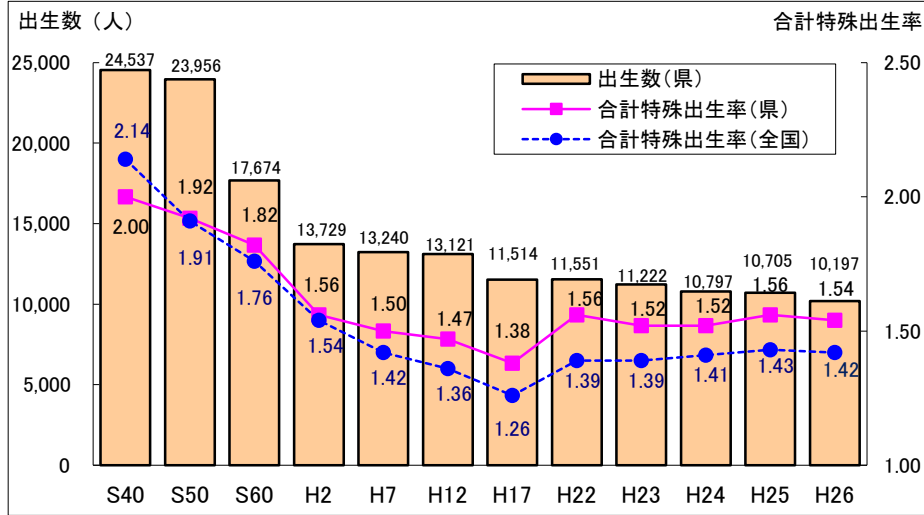
- ・現物給付方式による乳幼児等医療費助成に対して、国庫支出金が減額
- ・不妊治療費への更なる国庫補助が必要
【国制度】 特定不妊治療費自体が高額で、男性不妊治療にまで支援が行き届かない

→ 経済的支援の拡充が必要

- ・育児休業の拡大や育児休業中の経済面の不安を解消する取組が必要
- ・ライフスタイルに応じた柔軟な働き方ができる雇用環境が必要

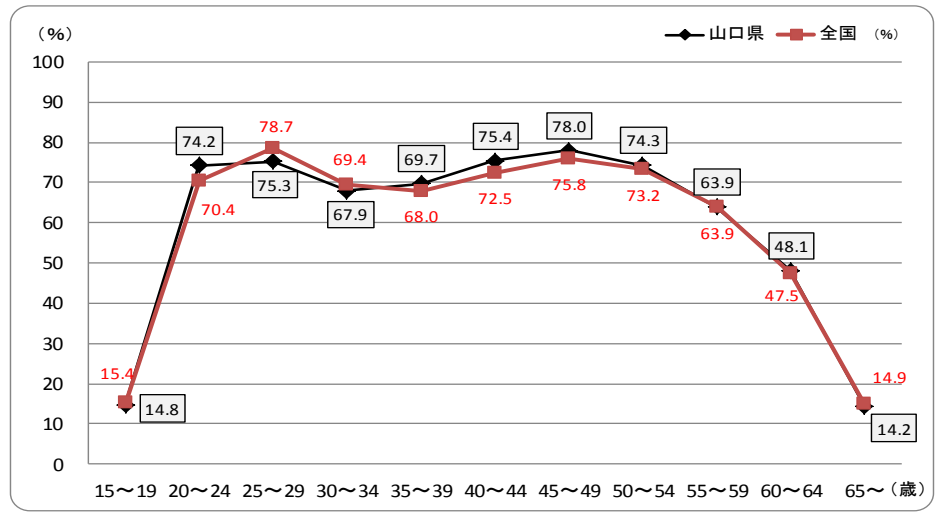
→ ワーク・ライフ・バランスの実現が必要

山口県の少子化の現状



資料：厚生労働省「人口動態統計」

女性の労働力率



資料：H22総務省「国勢調査」

「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向けた保育人材の確保

- ・職員の処遇改善等のための十分な財源の確保

地方の実情に応じた補助制度等の充実

- ・結婚支援施策等に係る地域少子化対策強化交付金の継続及び柔軟な制度運用
- ・放課後児童クラブの開設時間延長に係る補助要件の緩和
- ・地域子育て支援拠点事業の設置・運営に係る補助要件の緩和
- ・病児・病後児保育事業の施設整備に係る補助算定基準の改善

不妊治療に対する経済的支援の拡充

- ・一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導入

乳幼児等医療費助成に伴う国民健康保険の国庫支出金減額措置の廃止

仕事と育児の両立支援に係る企業取組の促進に向けた施策の充実

- ・育児休業制度の拡充、育児休業期間中の支援策の充実、短時間勤務制度の拡充
- ・子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置
- ・両立支援に取り組む企業への財政支援、県独自の支援制度への財政支援

安心して子どもを
生み育てられる
環境づくり



女性の活躍促進について

《内閣官房／内閣府／厚生労働省／中小企業庁》

提案・要望

1 女性活躍推進法による地方におけるポジティブ・アクションの促進

- 法で努力義務とされた中小企業の一般事業主行動計画の策定や策定後の取組実施に係る相談対応体制の確立、中小企業の取組に対するインセンティブ付与等の支援の充実
- 非正規雇用における雇用環境整備など女性の多様な働き方の実現に向けた支援の充実

2 仕事と育児等の両立支援に係る企業取組の促進に向けた施策の充実

- 育児休業制度の拡充、育児休業期間中の支援策の充実、短時間勤務制度の拡充
- 子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置
- 仕事と育児の両立支援に取り組む企業への財政支援、県独自の支援制度への財政支援
- 介護休業制度の拡充、介護休業期間中の支援策の充実、短時間勤務制度の拡充

3 女性の再就職支援策の充実

- 女性の再就職のための支援制度の拡充

4 女性の創業支援策の充実

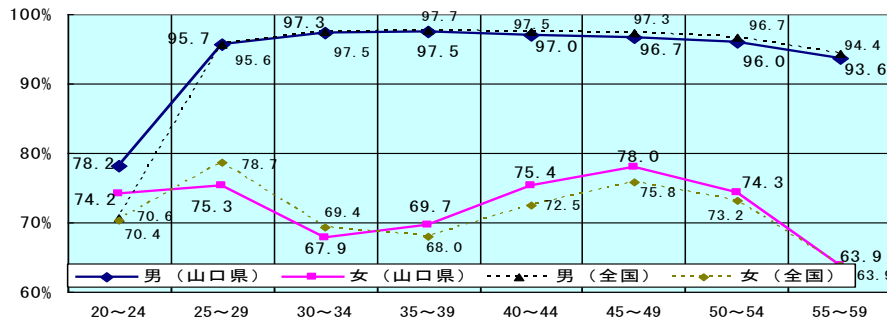
- 女性の創業のための支援制度の拡充

現状

○ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は低水準

	山口県	全国
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	20.5%	31.7%

○女性の労働力率はM字カーブ



○育児休業取得率は全国と比較し低位

(H25年度実績)

	山口県	全国
育児休業取得率	(女性) 84.6% ↑ (男性) 1.10% →	83.0% ↓ 2.03% ↑

課題・問題点

○地方におけるポジティブ・アクションの促進

・中小企業の取組への支援の充実

→ 取組の遅れている中小企業へのきめ細やかな相談対応等の取組が必要

○仕事と育児等の両立支援

・出産後や介護中も継続して就業できる環境整備

→ 育児・介護休業の拡大や育児・介護休業中の経済面の不安を解消する取組が必要

・ライフスタイルに応じた柔軟な働き方ができる雇用環境整備

→ 企業による自発的な取組が必要

○女性の再就職支援策

→ 育児等により離職した女性の再就職を促進する取組が必要

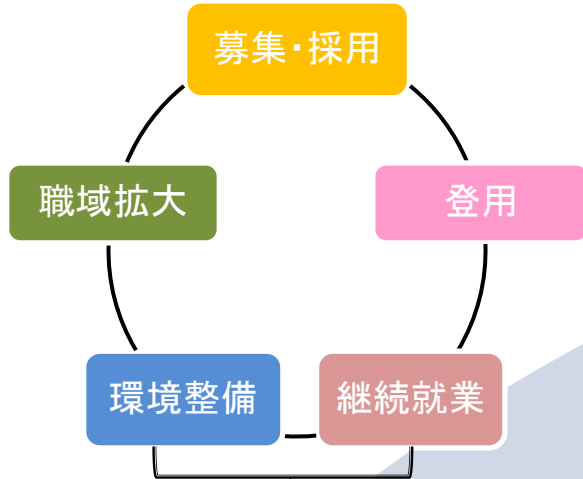
○女性の創業支援策

→ セミナー開催や金融支援にとどまらず、確実な創業・事業継続につながる創業支援を強化する取組が必要

山口県の女性の活躍促進対策

県の取組

ポジティブ・アクションの促進



ワーク・ライフ・バランスの促進

企業支援

- 男性の育休取得に対する奨励金
- 出前講座の実施

就業者支援

- 訓練等再就職支援

継続就業や再就職等により活躍が期待される女性

女性活躍推進法の施行

事業の展開方向

山口県男女共同参画推進本部 女性の活躍PT

仕事と子育て等の両立

再チャレンジ

地域における女性の活躍

気運醸成

県における女性の活躍

更なる飛躍 要望・拡充

○ポジティブ・アクションの一層の促進

○育児・介護休業期間・短時間勤務制度の拡充

○優良企業への税制優遇、財政支援

○女性の再就職支援の充実

○女性の創業支援の充実

女性が輝く地域社会の実現



社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の推進について

《文部科学省》

提案・要望

1 取組を一層充実するための財政支援の充実

○社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り、支援する「やまぐち型地域連携教育」の取組充実のための研修会及び啓発等に対する財政支援の充実

2 人材の確保・配置に対する財政支援の充実

○「やまぐち型地域連携教育」の推進の核となるCSディレクター（CSコンダクター）の配置等に対する財政支援の充実

○地域連携担当教職員の配置及び効果的な活用の研究に対する財政支援の充実

○学校と地域をつなぐ統括コーディネーターの全中学校区配置に対する財政支援の充実

○コーディネーター及び学校を支援する地域人材の養成・研修等に対する財政支援の充実

○家庭教育支援充実のための家庭教育アドバイザー養成・研修等への支援や家庭教育支援チームの活動に対する財政支援の充実

現状

- コミュニティ・スクールの設置を促進し、学校と地域が連携した取組を推進
 - ・小・中学校の設置率：93.1%（H27.10.1）
 - 取組内容の充実
 - H29年度までに100%設置
 - 県立高校等への新規設置

- 「地域協育ネット」の体制整備
 - ・協議会設置率：100%（H26年度末）
 - 取組内容の充実

- 「コミュニティ・スクール推進フォーラム」をはじめ、県中央部及び県内7地域における研修会の開催及び事例集の作成、配付
 - 研修及び啓発の充実

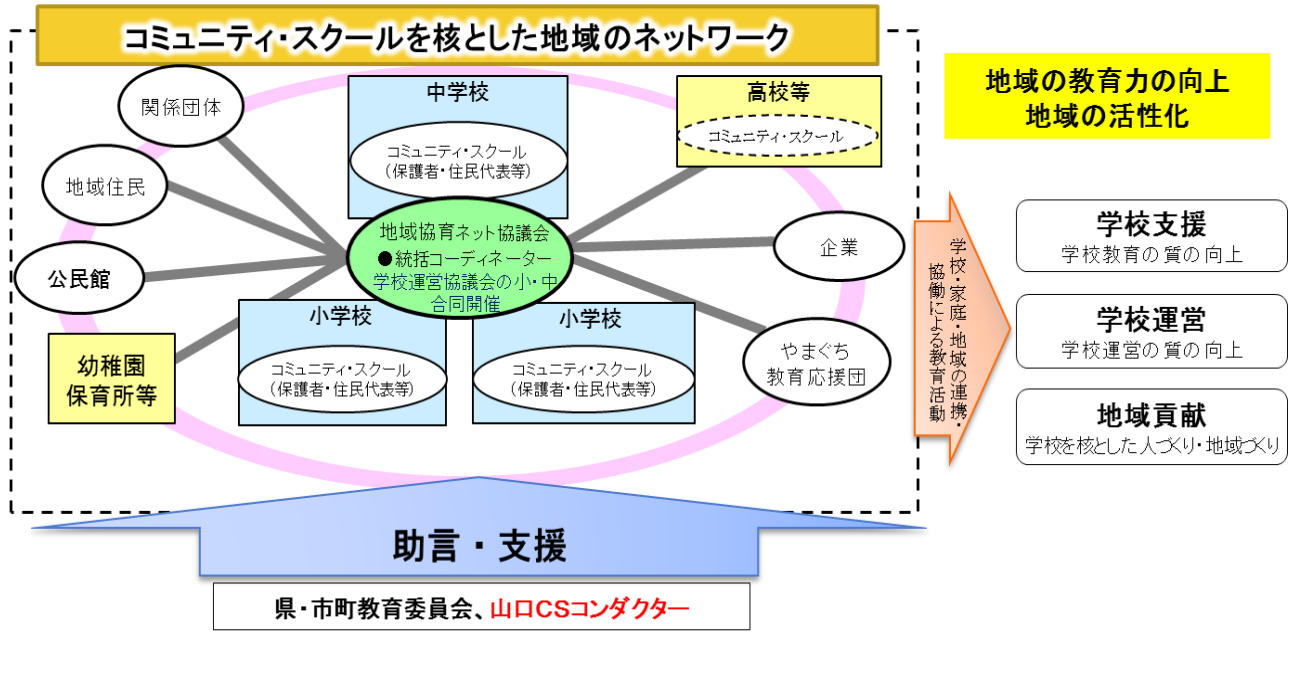
- 県内13市でモデル中学校区を指定し、山口CSコンダクターを配置
 - ・各コミュニティ・スクールや小中連携を指導・助言（59のモデル中学校区：13名）
 - 配置の拡充（19市町）

- 地域連携担当教職員の校務分掌への位置付け（7割程度が管理職）
 - 加配教職員の配置
- コーディネーターの養成・配置
 - ・養成講座受講者数：752人（累計）
 - 統括コーディネーター配置率：70.2%（H27.7.1）
 - 受講者の増加・H29年度中に全中学校区へ配置
- 家庭教育アドバイザーの養成
 - ・養成講座修了者数：450人（累計）
 - H29年度までに家庭教育支援チームを全市町へ設置

課題・問題点

- 学校・家庭・地域が連携・協働した様々な取組を充実させるための財政支援が必要
- 学校・家庭・地域が連携・協働した取組の核となる人材確保・配置のための財政支援が必要

「やまぐち型地域連携教育」の推進



<学校教育部局と社会教育部局が連携した研修会等の開催>

全国に本県の取組を発信する「山口県コミュニティ・スクール推進フォーラム」をはじめ、学校関係者や地域関係者等を対象とする県内全域の研修会（「地域教育力日本一」研修会）及び県内7地域での研修会を開催し、好事例の普及とともに推進の気運の醸成を図る。



「地域教育力日本一」研修会における熟議
(全县から400名の学校関係者、地域関係者が参加)

<学校の地域貢献の取組>

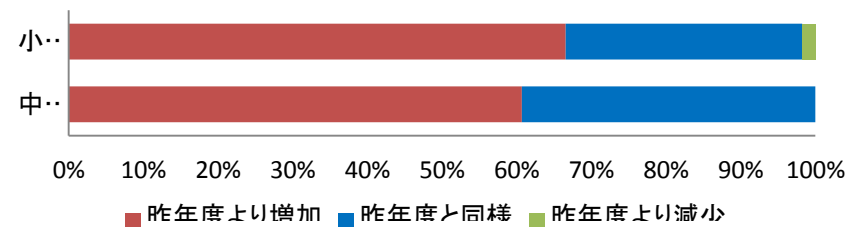


学校で地域住民を対象とした音楽教室（合唱）を毎月1回開催。



6年生が市の文化財施設のパンフレットを作成し、観光客に手渡すとともに案内も行った。

○地域住民の小中学校への来校者の増減(H27.4月～8月末)



・昨年度より地域住民の来校が増加したとする小中学校が6割を超えている。

地域住民の来校者のべ数が、1000人を超える学校
小学校73校(最大 約4340人)
中学校28校(最大 約2650人)

35人学級化等の推進によるきめ細かな指導体制の構築について

《文部科学省》

提
案
・
要
望

児童生徒一人ひとりを大切にする少人数学級化や少人数指導等の推進

- 法改正による基礎定数化に基づく35人以下学級の早期実現
- アクティブ・ラーニング等の充実のための少人数指導やいじめ・不登校等への対策に向けた加配措置の拡充

現 状

山口県の現状

加配措置を活用し、全国に先駆けた小中学校全学年での35人学級化
学級の安定化、コミュニケーション能力の向上、学力の向上に成果

少人数指導、教員の授業力の向上を図る学力向上推進教員の配置等
基礎的・基本的な学習内容の習得、発展的な学習の充実、学習意欲の向上に成果

「35人学級化」と「少人数指導」の目的

学級集団の規模縮小によるきめ細かな指導の充実
○ 児童生徒の実態・課題の把握
○ 児童生徒同士、教員と児童生徒との信頼関係の深化
○ 児童生徒の状況に応じた生活指導や学習指導の充実

学習集団の規模縮小等によるきめ細かな指導の充実
○ 児童生徒の理解や習熟の程度を把握
○ 児童生徒の状況に応じた学習形態や指導方法の工夫

国の動向

少人数学級化の取組

- H23: 小1の35人以下学級化(基礎定数化)
- H24: 小2の36人以上学級の解消(加配)
- H25～少人数学級化の継続検討

第2期教育振興基本計画 (H25.6)

きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備
・学力向上に向けたきめ細かで質の高い教育の実現
・深刻な事態にあるいじめ問題への対応など

財務省の主張

平成36年度までに
3.7万人の削減が可能
・33,257人の自然減
・3,771人の加配定数の合理化

教職員定数改善の必要性

- ・学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、教員に求められる役割も拡大
- ・加配定数の削減は、学校の教育力低下に直結

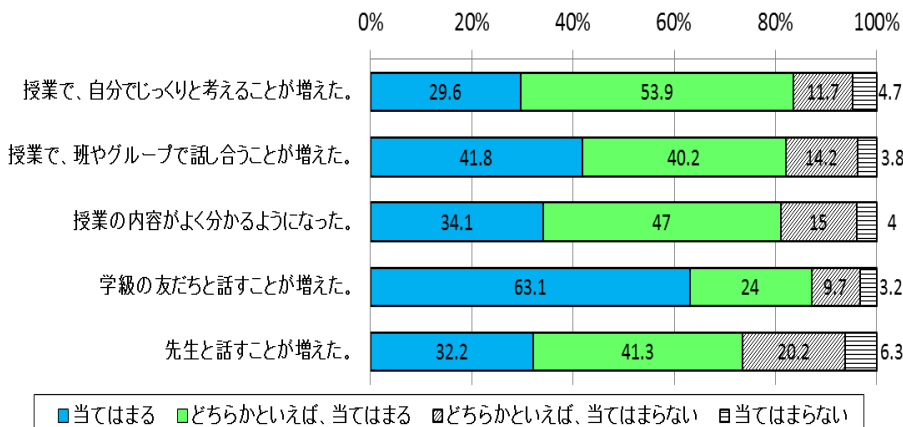
課題・問題点

- ・加配措置を活用しながら35人以下学級を維持しているが、教職員の計画的な配置が困難なため、基礎定数化が必要
- ・アクティブ・ラーニング等の新たな学習・指導方法の工夫・改善を図るとともに、いじめや不登校等の現代的な教育課題に対応するため、加配措置の一層の充実が必要

<山口県の35人学級化に向けた取組>

区分	小学校				中学校	
	1年	2年	3・4年	5・6年	1年	2・3年
H14	H12~				35人学級化	
H15	補助教員配置 (36人以上学級)					
H16						
H17	35人学級化の導入 (3学級以上) 補助教員配置 (2学級以下)					
H18						
H19						
H20			35人学級化と 少人数指導の 弾力的運用			
H21						
H22						
H23	小中学校全学年での35人学級化(国は小1を基礎定数化)					
H24						
H25						
H26						
H27						

35人学級化を実施することで、子どもたちの姿はどう変わったか



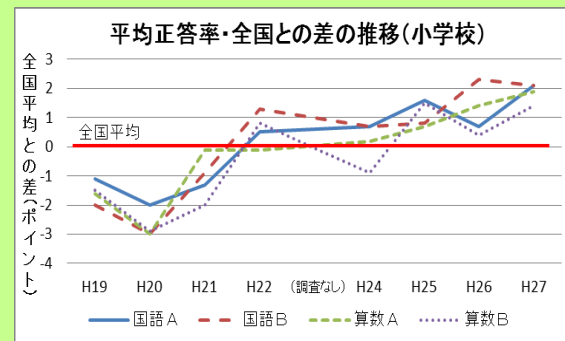
前年度第5学年で35人学級化を未実施であり、今年度第6学年で35人学級化を実施している学校(18校)の児童を対象とした調査(H24.2)

きめ細かな指導体制の成果

学力の向上

小学校6年生の平均正答率は、平成21年度までは全区分で全国を下回っていたが、平成25年度からは全区分で全国を上回るなど、学力の向上が認められる。

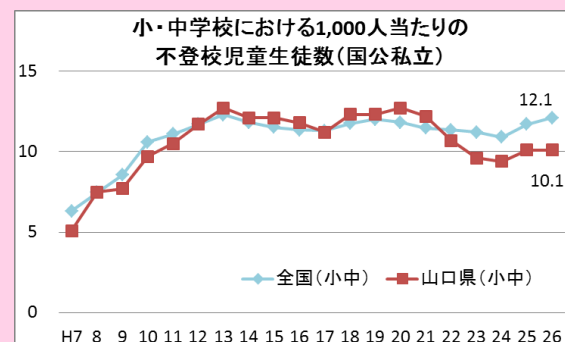
<全国学力・学習状況調査の結果から>



学級の安定化

小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成21年度までは、全国平均を上回っていたが、平成22年度以降は全国平均を下回っている。

<児童生徒の問題行動等の諸問題に関する調査から>



いじめに対する意識の変容

友だちや先生と話す機会が増え、豊かな人間関係が醸成される中で、いじめに対する意識の変容がみられる。

<全国学力・学習状況調査:児童生徒質問紙の結果から>

